

# 佐野市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）

令和3年4月1日

## 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う

### 母子保健型（健康増進課）

妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援や関係機関との連絡調整等、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行う。

佐野市役所3階 健康増進課

TEL 0283-24-5770

### 基本型（保育課）

子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域の様々な子育てに関する情報を収集し子育て中の親子に対し必要なサービスや関係機関、施設の紹介を行う。

あさぬま保育園（佐野市浅沼町573-8）内  
利用者支援事業「みらい」

TEL 0283-85-8225

連携

子育て支援機関、医療機関、療育機関、関係課等

連携

## 子ども家庭総合支援拠点

子ども及びその家庭並びに妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う。

佐野市役所2階 家庭児童相談課 TEL 0283-20-3002

<主な役割>

### ①子ども家庭支援全般に係る業務

・実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整

### ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務

・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導

### ③関係機関との連絡調整

・支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所等との円滑な連携・共同の体制を推進

### ④その他必要な支援

・一時保護または措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援等

連携

それぞれの部署が適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた支援を行う。

## 要保護児童 対策地域協議会

関係機関が情報を共有し、連携して対応

<関係機関>

- ・児童相談所
- ・医師会
- ・警察
- ・法務局
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・教育委員会 等

<対象>

- ・要保護児童及びその保護者
- ・要支援児童及びその保護者
- ・特定妊婦

## 県南児童相談所

- ・相談、養育環境等の調査、専門診断等（子どもや家族への援助方針の検討・決定）
- ・一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- ・市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助）等

連携

佐野市

栃木県